

# はじまります、「無期転換ルール」

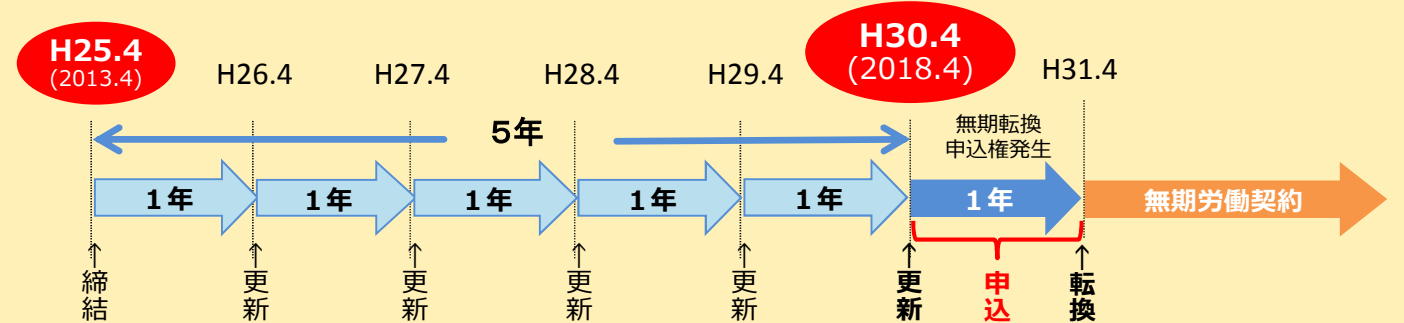
## 有期労働契約で働く皆さまへ

- ▶ 平成30年4月以降、有期労働契約で働く多くの方に、**無期転換申込権の発生**が見込まれます。
- ▶ 期間の定めのない労働契約に転換することで、雇用が安定し、**安心して働き続ける**ことに繋がります。
- ▶ まずはこのようなルール・権利について知り、自身のキャリア形成の選択肢の1つとしてご検討ください。

## 無期転換ルールとは？

有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。通算5年のカウントは平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約が対象です。（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）

【例：平成25年4月から、1年間の有期労働契約を更新し続けている場合】



※ 無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定め（労働協約、就業規則、個々の労働契約）がない限り、直前の有期労働契約と同一となります。労働条件を変える場合は、別途、就業規則の改定などが必要です。

## 対象となる労働者

原則として、**契約期間に定めがある「有期労働契約」が同一の会社で通算5年を超える全ての方が対象**です。契約社員やパートタイマー、アルバイト、派遣社員などの**名称は問いません**。

## 「無期転換申込み」をしたら雇止めや解雇されたりしないか不安・・・

- ▶ 「無期転換ルール」は、有期労働契約で働く人の約3割が、通算5年を超えて有期労働契約を繰り返し更新している実態にあり、それによって生じる雇止めの不安の解消等といった課題に対処し、働く人が安心して働き続けられる社会を実現することを目的に法制化されました。法の趣旨に照らし望ましくない雇止めや解雇は、企業側としても慎重な対応が求められています。
- ▶ 雇止めや解雇で悩んだら、まずは茨城労働局雇用環境・均等室（TEL 029-277-8295）、または各労働基準監督署 総合労働相談コーナー（県内8か所）にご相談ください。

## 情報はどやって入手すればいいの？

- ▶ 最新情報は、下記「有期契約労働者の無期転換ポータルサイト」やSNS（公式Facebook）などで発信しています。ぜひ、ご利用ください。

## 有期契約労働者の無期転換ポータルサイト

無期転換ルールの概要や厚生労働省で行っている支援策、先進的な取組を行っている企業事例のほか、無期転換後の受け皿の1つとなる「多様な正社員」の導入の際に参考となるモデル就業規則などを掲載しています。<http://muki.mhlw.go.jp/>

無期転換サイト

検索



業務は各人責任を持って、  
仕事はチームで効率的に。

チームの中で情報共有することで  
休みやすい環境に。

# 仕事 休もっ化 計画

ワーク・ライフ・バランス

休もっ化  
計画1

仕事と生活の調和のために、  
計画的に年次有給休暇を取ろう。

休もっ化  
計画2

土日・祝日にプラスワン休暇して、  
連続休暇にしよう。

休もっ化  
計画3

話し合いの機会をつくり、  
年次有給休暇を取りやすい会社にしよう。

## 【キッズウィーク】

地域ごとに夏休みなどの一部を他の日に移して学校休業日を分散化する  
取組（キッズウィーク）が平成30年度からスタートします。  
子供たちの親を含め、働く方々は年次有給休暇を取得しましょう！

## 1月4日と5日を休んで11連休に！

厚生労働省 茨城労働局雇用環境・均等室

〒310-8511 水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎6階 TEL029-277-8294(企画)・8295(相談・指導)

# 労働者を募集する企業の皆様へ

～労働者の募集に関する制度が変わります～

＜職業安定法の改正＞施行日：2018（平成30）年1月1日

職業安定法や省令・指針の改正に伴い、労働者の募集を行う際の労働条件の明示等について、留意点をお知らせします。  
厚生労働省のホームページに、改正法に関する資料を随時掲載しています。

職業安定法 平成29年改正

検索

## 1 労働条件の明示が必要な時点（タイミング）

労働者の募集を行う場合（ハローワーク等へ求人申込みをする際や、ホームページ等）は、労働契約締結までの間、下記のような労働条件を明示する必要があります。

### 当初の明示

ハローワーク等への求人申込み、自社HPでの募集、求人広告の掲載等  
(指針：明示する労働条件は、虚偽又は誇大な内容としてはなりません。)

### 変更明示

面接の結果等で当初明示した労働条件を変更する場合は、可能な限り速やかに変更内容について明示しなければなりません。(職業安定法改正により新設されました。)

### 締結時明示

労働契約締結時、労働基準法第15条1項に基づき、労働条件通知書等により労働条件を通知（書面交付）することが必要です。(明示すべき事項については、厚生労働省ホームページに掲載の「モデル労働条件通知書」を参考にしてください。)

## 2 変更明示の方法等について

変更明示は、求職者が変更内容を適切に理解できるような方法を行う必要があります。以下の①の方法が望ましいですが、②の方法などにより適切に明示することも可能です。

- ① 労働条件通知書において、変更された事項に下線を引いたり着色したりする方法や、脚注を付ける方法。
- ② 「当初の明示」と変更された後の内容を対照できる書面を交付する方法。

以下の①～④のような場合に、変更明示が必要となります。

- ① 「当初の明示」と異なる内容の労働条件を提示する場合  
例当初：基本給30万円/月→基本給28万円/月
- ② 「当初の明示」の範囲内で特定された労働条件を提示する場合  
例当初：基本給25万円～30万円/月→基本給28万円/月
- ③ 「当初の明示」で明示していた労働条件を削除する場合  
例当初：基本給25万円/月、営業手当3万円/月→基本給25万円/月
- ④ 「当初の明示」で明示していなかった労働条件を新たに提示する場合  
例当初：基本給25万円/月→基本給25万円/月、営業手当3万円/月

変更明示に当たっては、その他にも以下のような点に留意が必要です。

### 職業安定法に基づく指針等の主な内容

- 労働者が変更内容を認識した上で、労働契約を締結するかどうか考える時間が確保されるよう、労働条件等が確定した後、可能な限り速やかに変更明示をしなければなりません。
- 変更明示を受けた求職者から、変更した理由について質問をされた場合には、適切に説明を行うことが必要です。



ハローワーク・茨城労働局からのお知らせ



# ハロートレーニング を活用して 就職やスキルアップにつなげよう!

## ハロートレーニングとは?

ハロートレーニング（公的職業訓練）とは、雇用保険を受給している求職者を主な対象とする**公共職業訓練**と、雇用保険を受給できない求職者の方が主な対象とする**求職者支援訓練**の総称です。キャリアアップや希望する職業を実現するために、必要な職業スキルや知識を習得することができる公的な制度です。これから働こうとする方、働く方すべてが対象です。

- ※受講料は基本的に無料です（テキスト代等除く）。
- ※在職者や学卒者の方を対象としたハロートレーニングは有料です。

**主な訓練コース** 離職者訓練：基本的に2～6か月、在職者訓練：2～5日、学卒者訓練：1～2年間の訓練です。


- IT、建設、製造、サービス、介護、デザイン、理美容等
- 住宅リフォーム、OAシステム開発、Web設計、3DCAD等
- 第一種電気工事士、宅地建物取引主任者、介護職員初任者研修等

◆多種多様な訓練分野◆時代のニーズに則したコース◆女性向けコース◆資格取得を目指すコースなど実施しております。

## 事業主の皆様!! 訓練受講生の積極的な採用をお願いします。

### お問い合わせ先

ハローワーク水戸	029-231-6221	ハローワーク常総	0297-22-8609
ハローワーク笠間	0296-72-0252	ハローワーク石岡	0299-26-8141
ハローワーク日立	0294-21-6441	ハローワーク常陸大宮	0295-52-3185
ハローワーク筑西	0296-22-2188	ハローワーク龍ケ崎	0297-60-2727
ハローワーク下妻	0296-43-3737	ハローワーク高萩	0293-22-2549
ハローワーク土浦	029-822-5124	ハローワーク常陸鹿嶋	0299-83-2318
ハローワーク古河	0280-32-0461		



公的職業訓練のキャラクター  
「ハロトレくん」です!

ハロートレーニング  
あがびやへ

ハロートレーニングの概要は、厚生労働省及び茨城労働局ホームページをご覧ください。  
詳しくは最寄りのハローワークへお気軽にご相談ください。  
ハローワーク・茨城労働局 訓練室 TEL.029-277-8001

